

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|--|---------------|---|--|------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------|----------------|----------------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| 安心して子どもを育てられる環境づくり | 子育て支援の充実 | ◆乳幼児等医療給付事業費補助金(3,225,962千円) 乳幼児等の医療費の自己負担分を保護者に助成することで家庭の負担軽減を図るとともに、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の健全な育成を図る。<保健福祉部子ども子育て支援課> | 1. ファミリー・サポート・センター数(ファミリーサポートセンターの設置市町村数) | 65 | 71 | 69 | 70 | | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 |
| | | ◆地域子ども子育て支援事業(5,373,175千円) 病児保育や延長保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。<保健福祉部子ども子育て支援課> | 2. 合計特殊出生率(15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値) | 1.27 | 全国平均 1.30 (2021) | 1.21 | 1.20 | | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 |
| ◆地域少子化対策強化事業費(179,365千円) 本道の厳しい少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた環境整備を行い、各ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う。<保健福祉部子ども子育て支援課> | | 3. 地域子育て支援拠点(地域子育て支援拠点の設置箇所数) | 405 | 424 | 412 | 415 | | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 | |
| 子どもの育成に関わる人材の確保・育成 | | ◆地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(2,868千円) 学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動を実施するための人材確保・育成により、学校安全体制を整備する。<教育庁生徒指導・学校安全課> ◆青少年健全育成促進費(36,562千円) 本道における青少年育成運動の中核である(公財)北海道青少年育成協会が行う青少年健全育成の道民運動を促進するための経費に対し助成。<環境生活部道民生活課> | 4. 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況(通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小中学校の割合) | 小学校 100% 中学校 100% | 小学校 100% 中学校 100% | 小学校 87% 中学校 77% | 小学校 88% 中学校 76% | | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 |
| 豊かな心と健やかな体の育成 | 家族のふれあい時間の推進 | ◆青少年健全育成促進費(36,562千円)(再掲) 本道における青少年育成運動の中核である(公財)北海道青少年育成協会が行う青少年健全育成の道民運動を促進するための経費に対し助成。<環境生活部道民生活課> | 5. 男性の育児休業取得率(配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の割合) | 3.5% | 12.0% | 5.9% | 10.2% | | | | 経済部雇用労政課 |
| | | ◆ゆとり推進費(誰もが働きやすい職場環境づくり事業)(429千円) 男女が共に、仕事と家庭の両立が可能な職場環境、能力を発揮できる職場環境の整備を図るため、労使や一般住民に対する育児介護休業法などの制度の普及啓発を行う。<経済部雇用労政課> | 6. 年次有給休暇取得率(一人当たりの年間平均取得日数を企業の年間平均付与日数で除した値) | 49.1% | 70.0% | 56.1% | 59.5% | | | | 経済部雇用労政課 |
| | | ◆男女平等参画社会づくり推進費(53千円) 男女平等参画社会形成推進のため、情報誌の発行など広報啓発活動を行うとともに、先駆的な活動を行っている個人団体等を顕彰する。<環境生活部道民生活課> | 7. 子育てを支援する企業割合(子育て支援に係る一般事業主行動計画を策定届出している企業の割合) | 大企業 97.3% 中小企業 3.4% | 大企業 100% 中小企業 25% | 大企業 99.4% 中小企業 3.99% | 大企業 98.2% 中小企業 3.64% | | | | 経済部雇用労政課 |
| | | | 8. 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数 | 2,424社 | 3,000社 (R4) | 2,573社 | 2,646社 | | | | 教育庁社会教育課 |
| | | | 9. 道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児(親子含む)対象事業の割合(ネイバル6施設が実施する主催事業における未就学児(親子含む)を対象とした事業の割合) | 36.1% | 20%以上 (R4) | 27.0% | 20.1% | | | | 教育庁社会教育課 |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | | |
|---------------------|---------------|--|---|--|--|------------------------------|--|------|------|-----|-----------|-----------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 | |
| 豊かな心と健やかな体の育成 | 基本的な生活習慣の習得 | <p>◆学校保健等研修費(食育推進研究協議会)(2,890千円) 児童生徒に望ましい食習慣や自己管理能力を身につけさせるため、栄養教諭等が中心となって、家庭や地域と連携した食育を進めるための体制整備を推進。<教育庁健康・体育課></p> <p>◆学力向上推進事業(25,614千円) 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた子どもたちへの学力向上への取組を図る。(生活習慣改善の取組を含む)。<教育庁学力向上推進課></p> | 10. 「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合(全国学力学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」の設問に対し、「食べている」と回答した児童生徒の割合) | 小学校 81.8% 中学校 77.9% | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 全国学力学習状況調査中止に伴い、調査中止 | 小学校 83.7% 中学校 80.0% | | | | | 教育庁健康・体育課 |
| | | | 11. 体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合(「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「学校の体育の授業以外で運動やスポーツを合計で1日おおよそのくらいの時間していますか」との設問に対し、「1週間の総運動時間が1時間以上と回答した児童・生徒の割合」) | 小学男子 92.9% 小学女子 87.8% 中学男子 90.5% 中学女子 77.1% | 小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100% (R4) | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査中止に伴い、調査中止 | 小学男子 91.0% 小学女子 86.4% 中学男子 89.0% 中学女子 78.6% | | | | 教育庁健康・体育課 | |
| 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成 | | <p>◆学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金(放課後子供教室)(52,526千円) 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、安全安心して過ごせる場として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の参画を得て、共に勉強・スポーツ・文化活動・地域交流活動等を行う放課後児童対策を推進する。<教育庁社会教育課></p> <p>◆道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業(25,187千円) 学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上と充実を図るため、本道の道徳教育に関する課題に対する取組を行い、本道の道徳教育の推進を図る。<教育庁義務教育課></p> <p>◆放課後児童健全育成事業(3,097千円) 放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保することにより、児童の健全な育成を支援する。<保健福祉部子ども子育て支援課></p> <p>◆青少年の体験活動推進事業(7,243千円) 地域づくりに貢献する青少年活動リーダーを養成。(ネイパル全6施設を活用)<教育庁社会教育課></p> | 12. 放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合) | 97.8% | 100% | 97.8% | 97.8% | | | | | 教育庁社会教育課 |
| | | | 13. 異なる年代(学年)や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合(全学年において、世代間交流や異学年、他の校種と交流する活動を行っている学校の割合) | 小学校 95.5% 中学校 94.1% (H29) | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 小学校 78.7% 中学校 83.9% | 未集計 | | | | 教育庁義務教育課 | |
| | | | 14. 規範意識や基本的な倫理観等の状況(全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合) | 小学校 88.4% 中学校 94.6% | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 全国学力学習状況調査中止に伴い、調査中止 | 未集計 | | | | 教育庁義務教育課 | |
| | | | 15. 道立青少年体験活動支援施設の利用者数(道立青少年体験活動支援施設ネイパル6施設の利用者数) | 222,725人 | 233,039人以上 (R4) | 71,150人 | 75,654人 | | | | 教育庁社会教育課 | |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|---------------------|---------------|--|--|---------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|------|------|----------------|----------------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| 豊かな心と健やかな体の育成 | 生きる力を育む活動の充実 | <p>◆社会教育施設管理費(図書館関連経費)(39,106千円) 道立図書館のレファレンス及び蔵書管理等の迅速化効率化を図るとともに、市町村立図書館とのネットワークを構築し、貸出予約などを行う。<教育庁社会教育課></p> <p>◆地域人権啓発活動活性化事業(233千円) 基本的人権の尊重とその擁護について、正しい理解と人権思想の普及啓発を図るため、全道域での啓発事業と市町村での地域事業に取り組む。<環境生活部道民生活課></p> | 16. 普段1日10分以上読書する小6、中3の割合(全国学力・学習状況調査において「家や図書館で、普段(月～金曜日)1日どれくらいの時間、読書しますか」という質問に対し「10分以上」と回答した児童生徒の割合) | 小学校 62.8% 中学校 55.3% | 小学校 70% 中学校 70% (R4) | 全国学力 学習状況 調査中止 に伴い、調 査中止 | 小学校 57.6% 中学校 48.8% | | | | 教育庁社会教育課 |
| | | | 17. 学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合 | 小学校 95.9% 中学校 95.6% (H29) | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 小学校 100% 中学校 100% | 未集計 | | | 教育庁義務教育課 | |
| 困難を有する子どもを支援する環境づくり | 児童虐待の予防と早期発見 | <p>◆特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」(4,635千円) 発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の支援のため、医師や大学教員等の外部専門家による巡回指導、教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域指定など、特別支援教育を総合的に推進する。<教育庁特別支援教育課></p> <p>◆特別支援教育就学奨励費(1,142,225千円) 特別支援学校への就学による保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費を補助する。<教育庁特別支援教育課></p> <p>◆児童虐待防止対策等推進事業(184,025千円) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、適切な保護・治療及び児童相談体制の強化を図る。<保健福祉部子ども子育て支援課></p> | 18. 市町村が実施する1歳6ヶ月児健康診査受診率 | 97.6% | 100% | 95.9% | 97.0% | | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 |
| | | | 19. 市町村が実施する3歳児健康診査受診率 | 97.1% | 100% | 96.6% | 96.5% | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 | |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|------------------------|--|---|--|--|--|---|--|------|------|---------------|---------------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| 困難を有する子どもを支援する環境づくり | いじめ対策の推進 | <p>◆いじめ等対策総合推進事業(203,215千円) いじめや不登校等の問題を抱えた児童生徒の早期発見や、早期の課題解決を図る。<教育庁生徒指導・学校安全課></p> <p>◆家庭児童相談室設置運営事業費(22,625千円) 各(総合)振興局に家庭相談員を配置し、家庭における児童の諸問題についての相談を受けつける。<保健福祉部子ども子育て支援課></p> <p>◆子ども相談支援センター事業費(19,551千円) いじめや不登校、体罰など、学校等で生じる問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う子ども相談支援センターを設置する。<教育庁生徒指導・学校安全課></p> | 20. 文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合 | 小学校 97.3% 中学校 93.4% 高校 98.1% (H29) | 小学校 中学校 高校 認知した全てのいじめが解消されることを目指す(R4) | 小学校 95.8% 中学校 95.7% 高校 92.1% | 未公表 | | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 |
| | | | 21. いじめに対する意識(全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合) | 小学校 88.0% 中学校 80.8% | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 全国学力学習状況調査中止に伴い、調査中止 | 小学校 87.5% 中学校 83.7% | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 | |
| | | | 22. 定期的にネットパトロールを行っている学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R4) | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 | |
| 不登校、ひきこもり等の対策の推進 | ◆子ども相談支援センター事業(19,551千円)(再掲) いじめや不登校、体罰など、学校等で生じる問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う子ども相談支援センターを設置する。<教育庁生徒指導・学校安全課> | 23. 文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合 | 小学校 83.9% 中学校 90.8% 高校 65.5% (H29) | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R4) | 小学校 79.7% 中学校 78.8% 高校 85.1% | 未公表 | | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 | |
| ひとり親家庭、経済的困窮を有する家庭への支援 | ◆ひとり親家庭等生活支援事業費補助金(5,768千円) ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図ることを目的に、相談・支援事業等を行う市町村に対し助成する。<保健福祉部子ども子育て支援課> | 24. 新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施市町村 | 134市町村 (R2) | 全市町村 | 164市町村 | 167市町村 | | | | 教育庁義務教育課 | |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 II 青少年の自立を促す環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------|---------------|--|---|---------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------|------|-----|------------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成 | 多様な体験機会の提供 | <p>◆社会教育施設管理費(青少年体験活動支援施設維持運営費)(350,973千円) 自然環境の中で、集団宿泊訓練、野外活動、自然観察、ボランティア体験活動などを通して豊かな情操や社会性を培い、心身の健全な育成を図るための道立青少年体験活動支援施設を運営<教育庁社会教育課></p> | 25. 体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合(地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を指導計画に位置づけて、全ての学年で実施した学校の割合) | 小学校 66.2% 中学校 49.7% (H29) | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 小学校 68.9% 中学校 59.2% | 未集計 | | | | 教育庁義務教育課 |
| | | <p>◆北海道のmokuiku(木育)推進事業(10,290千円) 木育を幅広い年代や地域の人々が意欲を持って取り組める息の長い道民運動として展開するため、多様な分野との連携による木育を推進する。<水産林務部森林活用課></p> | 26. 青少年向け木育教室等の実施割合(青少年の森林や木材に関する関心を高めるため、青少年向け木育教室等を実施した学校の割合) | 18% (H29) | 29% (R8) | 12% | 11% | | | | |
| 国際交流活動の推進 | | <p>◆語学指導等外国青年招致事業費(279,719千円) 国際化に対応する人材育成を図るため、高等学校等における英語教育の充実、国際交流の進展を図ることを通じ、国際理解教育を促進する。<教育庁高校教育課></p> | 27. グローバル人材の育成に取り組む学校の割合(職業学科を設置する道立高等学校において企業等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、グローバル人材の育成に取り組む学校の割合) | 64.7% | 100% (R4) | 87.1% | 95.7% | | | | 教育庁高校教育課 |
| キャリア教育の推進 | | <p>◆新規学卒者就職対策推進費(48,847千円) 高等学校の生徒の就職指導を支援する進路相談員を各局に配置し、高校生の就職促進に向けた進路指導の充実を図る。<教育庁高校教育課></p> <p>◆高校生就業体験活動推進事業(4,544千円) 産学官が連携し、高校生が主体的に行うインターンシップをはじめとする体験的な学習活動の推進を図り、望ましい勤労観・職業観の育成を図る。<教育庁高校教育課></p> | 28. 体験的な学習活動を経験した生徒の割合(道立高等学校において在学中にインターンシップなどの体験的な学習活動を経験した生徒の割合) | 70% | 100% (R4) | 60.9% | 44.6% | | | | 教育庁高校教育課 |
| | | | 29. 全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小6、中3の割合 | 小学校 84% 中学校 71.3% | 小学校 100% 中学校 100% (R4) | 全国学力学習状況調査中止に伴い、調査中止 | 小学校 79.0% 中学校 67.3% | | | | 教育庁学力向上推進課 |
| | | | 30. 卒業時に進路希望を設定できない生徒数(道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数) | 23人 | 0人 (R4) | 39人 | 未集計 | | | | 教育庁高校教育課 |
| | | | 31. 新規大学等卒業者道内就職率(道内大学等を卒業した卒業年度3月末における道内就職の割合) | 68.6% | 70% | 70.2% | 68.4% | | | | 経済部雇用労政課 |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 II 青少年の自立を促す環境づくり

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 |
|--------------------|-------------------------|--|------------|----------------|---------------|------|------|------|------|-----|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | |
| 困難を有する若者を支援する環境づくり | 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進 | <p>◆若年労働者雇用対策費(北海道就業支援センター事業費)(95,631千円) 正規雇用を希望するフリーター、若年無業者などに対するキャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスをワンストップで提供するジョブカフェ北海道を設置し、若年者の総合的な雇用対策を行う。<経済部雇用労政課></p> <p>◆ひきこもり対策推進事業費(4,647千円) 「ひきこもり対策」を推進するための核となる「ひきこもり成年相談センター」を設置し、各関係機関のネットワークの強化を図るとともに、道内の専門的な相談窓口の拡大、本人へのアウトリーチ、ひきこもり支援に携わる人材の養成を行う。<保健福祉部障がい者保健福祉課></p> <p>◆公共訓練費(就職支援委託訓練費)(30,988千円) 産業界の景気動向など、雇用失業情勢により発生する離転職者、パート就労者及び知的障がい者、産業構造の転換や高齢化等によりミスマッチとなっている労働者に対応するため、事業団体等への委託訓練を中心とした機動的な職業訓練を実施し、再就職等を促進する。<経済部産業人材課></p> <p>◆公共訓練費(実習費)(94,970千円) 雇用・就業を希望する障がい者の増大に対応し、障がい者が身近な地域で多様な職業訓練を受講できるよう職業訓練体制を整備し、訓練機会の拡大を図り、障がい者の就職を促進する。また、障害者職業能力開発校において適性に応じた職種の種類・技能を習得させ、障がい者の社会的自立を図る。<経済部産業人材課></p> <p>◆公共訓練費(公共職業訓練手当)(61,824千円) 労働施策総合推進法の規定に基づき、障がい者などの再就職に際し困難を伴う求職者が公共職業訓練を受講するに当たり、訓練に専念できる経済的環境を整えるために手当を支給する。<経済部産業人材課></p> | | | | | | | | |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 Ⅲ 社会環境の浄化の促進

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 |
|-------------------|---------------|---|------------|----------------|---------------|------|------|------|------|-----|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | |
| 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり | 社会環境の整備 | <p>◆青少年健全育成促進費(青少年非行対策防止特別対策事業)(1,262千円)(再掲) 北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知と青少年に有害な環境の浄化を図るための行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動の推進<環境生活部道民生活課></p> <p>◆青少年指導員設置費(15,638千円) 各地域において、青少年の健全育成に向けた道民運動を推進するため、指導員を配置し、市町村や関係団体との連絡調整や普及啓発活動を行う。<環境生活部道民生活課></p> | | | | | | | | |
| | 非行防止対策の推進 | <p>◆青少年健全育成促進費(青少年育成推進事業補助金)(36,562千円)(再掲) 少年非行の現状の共有や地域の青少年の健全な育成を図るための諸方策について意見交換を行う「青少年育成地域合同会議」の開催、講師派遣など<環境生活部道民生活課></p> <p>◆覚せい剤乱用防止啓発事業費(2,723千円) 北海道薬物乱用防止指導員等を対象にした研修会の実施のほか、リーフレット等啓発資材の作成・配布、関係職員等に対する薬物乱用防止に関する研修等を実施する。<保健福祉部医務業務課></p> <p>◆スクールサポーター派遣事業(22,061千円) 元警察官をスクールサポーターとして委嘱し、問題を抱える学校の要請に応じて派遣し、学校・教職員・保護者と連携を図りながら、児童生徒の非行防止、立ち直り支援、安全確保対策等を継続的に行う。<北海道警察本部少年課></p> | | | | | | | | |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

施策の基本方針 IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

| 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 主な事業の実施状況[R3年度] | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|-------------------|------------------|--|---|----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|------|------|-----|--------------------------|
| | | | | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| 青少年を犯罪被害から守る環境づくり | 情報化社会への対策 | ◆情報処理教育研修講座費(1,377千円) 情報教育に関する教員研修を行い、教員のICT活用指導力の向上を図る。<教育庁教職員育成課> | 32. 学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合 | 84.8% (H29) | 100% | 85.7% | 87.4% | | | | 教育庁教職員育成課 教育庁ICT教育推進課 |
| | 安全安心の確保のための取組の推進 | ◆安全安心まちづくり事業費(1,448千円) 誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、住民の自主的な防犯活動の活性化を図る。<道警本部生活安全企画課> ◆地域安全推進事業費(犯罪のない安全で安心な地域づくり推進事業費)(1,057千円) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するため、体制の整備や関係機関をはじめ広く道民に広報・啓発活動を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、道民意識の高揚を図る。<環境生活部道民生活課> | (再掲) 4. 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況 (通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小中学校の割合) | 小学校 100% 中学校 100% | 小学校 100% 中学校 100% | 小学校 87% 中学校 77% | 小学校 88% 中学校 76% | | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 |

第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況(指標の達成状況)

参考指標

| 施策の基本方針 | 施策の目標 | 施策の目標に向けた主な取組 | 施策に関する主な指標 | 指標の達成状況 | | | | | | 担当課 | |
|------------------------|--------------------|--|--|---------------------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------|------|---------|----------------|
| | | | | 現状値 | 目標値 (R6年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | | R6年度 |
| I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり | | | | | | | | | | | |
| | 安心して子どもを育てられる環境づくり | 子育て支援の充実 | 参1. 青少年人口比率(国勢調査における総人口に占める18歳未満の人口の割合) | 14%(H27) | / | 13%(R2) | - | | | | 環境生活部道民生活課 |
| II 青少年の自立を促す環境づくり | | | | | | | | | | | |
| | 困難を有する若者を支援する環境づくり | 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進 | 参2. 新規高大卒者就職離職率(高校、大学の卒業から3年間に道内の事業所を離職した者の割合) | 高卒3年後44.8% 大卒3年後36% (H27) | / | 高卒3年後44.6% 大卒3年後36.4% (H29) | 高卒3年後43.8% 大卒3年後34.6% (H30) | | | | 経済部雇用労政課 |
| | | | 参3. ジョブカフェ利用者数(北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)の年間利用者数) | 37,290人(H30) | / | 28,428人 | 30,619人 | | | | 経済部雇用労政課 |
| III 社会環境の浄化の促進 | | | | | | | | | | | |
| 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり | | 社会環境の整備 | 参4. 北海道青少年健全育成条例に基づく立入検査実施件数(北海道青少年健全育成条例に基づく興行場やカラオケボックス、図書類を販売する営業所等への立入調査の実施件数) | 2,462件(H30) | / | 1,516件 | 1,078件 | | | | 環境生活部道民生活課 |
| | | | 参5. 有害図書類及び有害興行指定件数(北海道青少年健全育成条例に基づく有害図書類及び有害興行の指定件数) | 74件(H30) | / | 38件 | 32件 | | | | 環境生活部道民生活課 |
| | | 非行防止対策の推進 | 参6. 非行少年数(道内の非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)の数) | 1,453人(H30) | / | 967人 | 986人 | | | | 道警本部少年課 |
| | | | 参7. 触法少年数(道内の触法少年数の数) | 513人(H30) | / | 287人 | 307人 | | | | 道警本部少年課 |
| | | 参8. 非行防止、薬物乱用防止教室開催数(道内の学校等における非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催回数) | 2,981回(H30) | / | 2,553回 | 2,362回 | | | | 道警本部少年課 | |
| IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止 | | | | | | | | | | | |
| 青少年を犯罪被害から守る環境づくり | 福祉を害する犯罪への対策 | 参9. 関係相談機関等の相談件数 | 子供相談支援センターにおいて教育相談を受理した件数 | 子ども相談支援センター2,582件(H30) | / | 2,691件 | 2,934件 | | | | 教育庁生徒指導・学校安全課 |
| | | | 道内の児童相談所(札幌市を含む)において、ぐ犯等に関する相談を受理した件数 | 児童相談所272件 | / | 339件 | 359件 | | | | 保健福祉部子ども子育て支援課 |
| | | | 北海道警察において、非行等に関する相談を受理した件数 | 道警2,331件 | / | 3,271件 | 3,642件 | | | | 道警本部少年課 |